

工事計画（ばい煙発生施設関係）

1. 解説

- (1) 「発電所」、「変電所」、「送電線路」及び「需要設備」を新設(設置)する場合のことを「設置の工事」といい、これらの設備の増設、修理及び改造等に係る工事のことを「変更の工事」という。
- (2) 計画されている電気工作物の設置等に係る工事が施行規則別表第2下欄に該当する事前届出を要するものであれば、「工事計画届出書」（様式第49）に、工事計画書等を添付して届け出る必要がある。なお、届け出が受理された日から30日を経過した後でなければ工事に着手することができない。
- (3) 非常用予備発電装置(燃料の燃焼能力が重油換算で50L/h以上(ガソリン機関、ガス機関は35L/h))、送風機(騒音指定地域で原動機の出力が7.5kW以上)等の環境関連設備であって、施行規則別表第4に定められているものについても、(2)と同様に工事計画届の届出が必要である。

2. 工事計画の変更

工事計画の届出を行った場合に、その届出に係る工事計画を変更して施行規則別表第2又は別表第4に該当する工事を実施しようとする場合には、工事計画の変更届出(法48-1)が必要となる。

提出書類は「工事計画変更届出書」（様式第49）と変更に関する書類が必要である。

なおこの場合、変更届出に係る部分の工事については、届け出後30日を経過しなければ工事に着手することができない。

3. 工事計画届の要・不要の例

①特別高圧受電の需要設備の新設

- ・受電電圧が1万V以上の需要設備を新設する場合は、工事計画届の対象となる。

②特別高圧受電の需要設備の変更(更新)工事

- ・受電電圧1万V以上の需要設備で受電用遮断器を変更する場合は、工事計画の対象となる。

③変電所又は開閉所構内の機器の移設

- ・同一変電所又は開閉所構内における機器の移設は、工事計画届出の対象とならない。

④需要設備構内の機器の移設

- ・変電所又は開閉所に準ずる場所構内における特別高圧機器、中性点接地装置の移設は、工事計画届出の対象とならない。

⑤断路器、アレスター等の取付け、取外し

- ・施行規則別表第2下欄に該当しない断路器、アレスター等の設置、取外しについては、工事計画届の対象とならない。

・ 工事計画(変更)届出書(様式第49 施行規則第66条関係)

工事計画(変更)届出書
平成 年 月 日
中部近畿産業保安監督部長 殿
〒000-0000
住所 ○○県○○市○○町○○番地
氏名(名称及び代表者の氏名)
○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○
電気事業法第48条第1項の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画(工事の計画の変更)を届け出ます。
備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注)届出をして工事中の電気工作物を完成前に計画変更する場合は()の字句を使用し、それ以外の場合は、()の字句を抹消する。

・ 工事計画届出書(例)

工事計画届出書
平成 年 月 日
中部近畿産業保安監督部長 殿
〒000-0000
住所 ○○県○○市○○町○○番地
氏名(名称及び代表者の氏名)
○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○
電気事業法第48条第1項の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画を届け出ます。

・ 工事計画変更届出書(例)

工事計画変更届出書
平成 年 月 日
中部近畿産業保安監督部長 殿
〒000-0000
住所 ○○県○○市○○町○○番地
氏名(名称及び代表者の氏名)
○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○
電気事業法第48条第1項の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画の変更を届け出ます。

(1) 環境関連設備(ばい煙発生施設)の場合

公害の防止に関する工事計画書(例)

環境関連設備(新設)

事業場の名称及び位置

名称 ○○○○株式会社 ○○○工場

(※常用発電設備の場合は○○○工場○○発電所とする)

位置 ○○県○○市○○町○○番地

(一) ばい煙発生施設(第1号ディーゼル機関(非常用予備発電装置))

1.	ばい煙発生施設	種 類	ディーゼル機関
		出力又は能力	240kW
		個 数	1台
2.	伝 熱 面 積	-	
	有効火床面積	-	
3.	燃料の燃焼能力(重油換算)	67L/h	
4.	燃 料	種 類	A重油
		硫黄分	0.3%(重量比)
		窒素分	0.03%(重量比)
		灰 分	0.03%(重量比)
		発熱量	42,800MJ/kg(低位)
		使用量	0.057t/h(67L/h)

(二) ばい煙処理施設

1. ばい煙処理設備

(1)	ばい煙処理施設	種 類				
		容 量				
		個 数				
(2)	ばい煙量	入口	0.12m ³ N/h	窒素酸化物 (1.6m ³ N/h)	ばいじん (0.2kg/h)	
						出口
		ばい煙濃度	入口	(65ppm)	(950ppm)	100mg/m ³ N
			出口		(O ₂ =13%)	(O ₂ =13%)
(3)	ガスの温度	入口/出口	401℃			
	アンモニアの注入量				-	
	ばいじん濃度(アンモニアの注入により発生するもの)				-	

2. 通風設備

(1)	種 類	通風機	圧縮機
	容 量		
	個 数		
(2)	種 類	煙 突	
	種 類	鋼 製	
	出口のガス速度	18m/s	
	出口のガス温度	401℃	
	口 径	300mm	
	地表上の高さ	8.0m	
	有効高さ	10.9m	
	個 数	1	

※

※ばい煙処理設備の有無に関わらず記入すること。

(三) 粉じん発生施設

該当なし

(四) ダイオキシソ類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設

該当なし

(五) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設

該当なし

(六) 水質汚濁防止法第5条第3項に規定する有害物質貯蔵指定施設

該当なし

(七) 騒音発生施設

1.		送風機	通風機	空気圧縮機
	種 類			
	容 量			
	個 数			
2.	騒音防止設備の種類			

(八) 振動発生施設

1.		圧縮機		
	種 類			
	容 量			
	個 数			
	振動防止設備の種類			

添付書類

1 変更を必要とする理由書(変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合のみ)

2 ばい煙に関する説明書、粉じんに関する説明書、ダイオキシソ類に関する説明書、汚水等に関する説明書、騒音に関する説明書、又は振動に関する説明書(該当するものを添付する)

(注)1 該当する施設、設備がない場合は「該当なし」と記入する。

2 以下の規定に該当する電気設備について記入すること。

- ・大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設
- ・大気汚染防止法第2条第6項に規定する一般粉じん発生施設
- ・ダイオキシソ類対策特別措置法第2条第2項に規定された特定施設
- ・水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設
- ・騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置された、同法第2条第1項に規定する特定施設
- ・振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置された、同法第2条第1項に規定する特定施設

(2) 公害関係説明書

(「公害防止関係資料の都道府県等への通知について(平成24年6月1日 平成24・05・28 原院第2号)」及び「公害防止関係資料の様式例について(平成24年6月1日 平成24・05・28原院第2号)」)

(2)-1 ばい煙に関する説明書

表紙	
ばい煙に関する説明書	
事業者名	〇〇〇〇株式会社
事業場名	〇〇〇工場 (※常用発電設備の場合は〇〇〇工場〇〇発電所とする)
設備名	第1号ディーゼル機関 (非常用予備発電装置)
	年 月 (※提出年月を記載)
連絡先	〇〇〇〇株式会社 〇〇課 〇〇〇〇 電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (※設置者において記載内容等について対応できる 担当者連絡先を記載)

- (注) 1 本説明書のうち一～四について写しを1部提出する。
 2 本説明書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。
 3 非常用の設備にあつては、五～九について添付することを要しない。

一 設置(変更)しようとする発電設備等の概要				
事業者名		〇〇〇〇 株式会社		
代表者氏名		代表取締役 〇〇 〇〇		
代理人の職・氏名		(代理人 〇 〇 〇 〇) (※委任状の提出がない場合は「-」 と記載)		
住 所		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地		
事業場の名称		〇〇〇工場 (※常用発電設備の場合は〇〇〇工場〇〇発 電所とする)		
事業場の所在地		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地		
ばい煙発生施設	ばい煙発生施設番号及び名称	00. 〇〇〇〇 ※	00. 〇〇〇〇 ※	00. 〇〇〇〇 ※
	ばい煙発生施設の型式	※	※	※
	蒸発量又は焼却能力	t/h	t/h	t/h
	加熱面積又は火格子面積	m ²	m ²	m ²
	燃料の燃焼能力(重油換算)	L/h	L/h	L/h
	発電設備等の番号	No.	No.	No.

の概要	発電設備等の出力	kW又はPS	kW又はPS	kW又はPS
	設置年月	年 月	年 月	年 月
	着工・使用開始	年 月～	年 月～	年 月～
	予定年月	年 月	年 月	年 月

(注) 1. ばい煙発生施設の概要の欄には、大気汚染防止施行令別表1の中欄に掲げる施設の該当下欄に規定する項目について記入する。
2. ばい煙発生施設がボイラーの場合は、蒸発量を記入する。
3. ばい煙発生施設が発電設備又は動力設備の場合は、設備の番号及び出力を記入する。

- ※ 「ばい煙発生施設の番号及び名称」欄については、
- ①大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称を記載
cf. 29 ガスタービン、30 ディーゼル機関、31 ガス機関 等
 - ②複数台数ある場合は、設備名称もあわせて記載のこと（1台の場合は不要）

ばい煙発生施設の番号及び名称	29 ガスタービン (非常用予備発電装置 (ガスタービン) 第1号機)	29 ガスタービン (非常用予備発電装置 (ガスタービン) 第2号機)
ばい煙発生施設の型式	〇〇(株)製 立型水冷4サイクル無気噴油式 シリンダー内径：200mm, 気筒数：6気筒	・・・

二 ばい煙発生施設使用の方法(最大連続時)		
ばい煙発生施設の名称・番号		
排出基準	硫黄酸化物	m ³ N/h
	(規制K値)	(K=)
	窒素酸化物	ppm(容量比)
	ばいじん	mg/m ³ N
使用燃料	種類	
	発熱量	MJ/kg又はMJ/m ³ N
	比重	
	硫黄分	%(重量比又は容量比)
	窒素分	%(重量比又は容量比)
	灰分	%(重量比)
	使用量	t/h又はm ³ N/h
排煙条件	排出ガス量(湿り)	m ³ N/h
	排出ガス量(乾き)	m ³ N/h
	排出ガス温度	℃
	排出ガス速度	m/s
	煙突の実高さ	m

	煙突の有効高さ		m
	排出ガス中の酸素濃度		%(容量比)
排 出 ば い 煙	硫黄酸化物の量		m ³ N/h
	硫黄酸化物の濃度		ppm(容量比)
	硫黄酸化物の最大着地濃度		ppm(容量比)
	(相当K値)	(K= 相当)	
	窒素酸化物の量		m ³ N/h
	窒素酸化物の濃度		ppm(容量比)
			(O ₂ = %)
	ばいじんの量		kg/h
	ばいじんの濃度		mg/m ³ N
			(O ₂ = %)
参考事項 この欄には、以下の事項等について記載する。 (1)ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設について、一工程中の排出量の変動の状況 (2)窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法 (3)1日の標準稼働時間が24時間に満たない場合の稼働時間 (4)ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別			
※1.「排出基準」欄は、非常用の場合は、当分の間、適用猶予となっているので、その間は、横棒「-」とする。 ※2.「使用燃料」欄は、原則として、燃料油の性状を確認する。			

三 ばい煙の処理の方法					
	ばい煙発生施設の名称・番号				
ば い 煙 処 理 設 備	種類・名称				
	型 式				
設 備	設置年月	年 月	年 月	年 月	年 月
	着工予定年月	年 月	年 月	年 月	年 月
	使用開始予定年月	年 月	年 月	年 月	年 月
処 理 能		処理前	処理後	処理前	処理後
	処理ガス量(設備最大)	m ³ N/h	m ³ N/h	m ³ N/h	m ³ N/h
	処理ガス量(MCR時)	m ³ N/h	m ³ N/h	m ³ N/h	m ³ N/h
	処理ガス温度	℃	℃	℃	℃
	硫黄酸化物の量	m ³ N/h	m ³ N/h	m ³ N/h	m ³ N/h
	硫黄酸化物の濃度	ppm	ppm	ppm	ppm
	窒素酸化物の量	m ³ N/h	m ³ N/h	m ³ N/h	m ³ N/h

力	窒素酸化物の濃度	ppm	ppm	ppm	ppm
	ばいじんの量	kg/h	kg/h	kg/h	kg/h
	ばいじんの濃度	mg/m ³ N	mg/m ³ N	mg/m ³ N	mg/m ³ N
参考事項	この欄には以下の事項等について記載すること。 (1)アンモニア注入装置のアンモニア注入量(最大及び通常) (2)排煙脱硫装置に附属する再加熱装置に使用する燃料の種類、 硫黄分(重量比%)、燃料消費量及び再加熱に伴って発生するばい煙の量				

四 添付図面

- (1)発電所の所在地を示す5万分の1の地形図(設置場所を明示する。)
- (2)発電所構内配置図(ばい煙発生施設、ばい煙処理設備、煙突の設置場所を明示する。また、発電所の敷地を使用区域と区別した、さく、へい等の設置計画等が分かる平面図を添付する。)
- (3)ばい煙発生施設構造概要図(主要寸法及びバーナーの位置又は、シリンダ径及び気筒数等を明示する。)
- (4)ばい煙処理設備構造概要図(主要寸法、各部名称等を明示する。)

五 燃料使用計画

- (1)燃料燃焼設備容量

(例)

	重油	原油	B. F. G	副生ガス	……
バーナー容量	kg/h	kg/h	m ³ N/h	m ³ N/h	
燃料発熱量	MJ/kg	MJ/kg	MJ/m ³ N	MJ/m ³ N	
設備発熱量	MJ/h	MJ/h	MJ/h	MJ/h	
設備能力	%	%	%	%	

- (注)1 設備能力は原則として最大連続時に対する熱量比で示すこと。
2 設備発熱量はその設備の可能総発熱量を示すこと。
3 設備能力がバーナー以外の機器で制限される場合はその旨記載のこと。

- (2)使用燃料の種類とその割合

(例)

分類	燃料 使用 方法	燃料使用割合					設備効 率	設備総 入熱量
		微粉炭	重油	B. F. G	副生ガ ス	………		
Case 1	重油 専焼		t/h 100%				%	MJ/h
Case 2	重油 ガス 混焼		t/h %	m ³ N/h %	m ³ N/h %		%	MJ/h

Case 3	ガス 専焼			m ³ N/h %			%	MJ/h
Case 4	……	……	……	……	……	……	……	……

(3) 燃料使用方法の選択について

(実際運転においてどのCaseを選択するかを述べる)

(4) 廃油、廃ガスその他燃料の発生量と使用量について

(工場の廃ガス又は廃油その他を使用する場合作成する)

(例)

		B. F. G	C. O. G	副生ガス	副生油	
発生量	1号高炉					
	コークス炉					
	エチレンプラント					
	……					
	計					
使用量	第○号ボイラー					
	産業用ボイラー					
	加熱炉用					
	……					
	計					

六 燃料分析値

(例)

	重油	原油	副生油	微粉炭	……
発熱量					
比重					
粘度					
成分 (C・H・O等)					
硫黄分	%以下	%以下	%以下	%以下	%以下
窒素分	%以下	%以下	%以下	%以下	%以下
灰分					
V ₂ O ₅					
水分					

(例)

	B. F. G	C. O. G	副生油	……
--	---------	---------	-----	----

発熱量				
比 重				
成 分 C ₀				
H ₂				
C H ₄				
...				
水 分				
灰				
S				
O ₂				

(注)硫黄分については、購入目標値又は実績最大値を記すこと。

七 ばい煙量等の計算(例 ボイラーの場合)

注 以下の計算は次の条件の下におこなうこととする。

ア 負荷は事業用・自家用の別を問わずMCR(最大連続蒸発量)とする。

イ 計算はすべて当該ボイラー1缶についておこなう。すなわち、有効高さ、許容排出量等の算出に使用する排ガス量は単独放出、集合放出の別を問わず当該分とする。

ウ 燃料中の硫黄分は、石油の場合、全量がSO₂になるとして計算し、石炭の場合灰分への硫黄吸着率は実験等による確実な値のみ採用する。

エ 硫黄酸化物の地上濃度および地点の計算は、次の計算式によりおこなうものとする。

$$\left\{ \begin{array}{l} C_{\max} = 1.72 \times \frac{q}{He^2} \\ X_{\max} = 20.8 \times He^{1.143} \end{array} \right.$$

オ 排出ガス量の算出にあたっては空気予熱器からの空気の漏洩率は設計値が明確な場合は設計値によるものとし、そうでない場合は漏洩率=0とする。

カ 計算は結果だけでなく使用する算式および実際の数値を入れた計算式を記載する。

(1) 排出ガス量等の計算(例 液体燃料の場合)

ア 理論空気量 有効桁数3桁(4桁目4捨5入)

$$A_0 = 8.89(C) + 26.7(H) + 3.33(S) \quad [m^3N/kg-fuel]$$

ただし、C・HおよびSは燃料1kg当りの炭素・水素および硫黄の含有量(kg/kg)

イ 理論燃焼ガス量 有効桁数3桁(4桁目4捨5入)

$$Q_0 = 8.89(C) + 32.3(H) + 3.33(S) \quad [m^3N/kg-fuel]$$

ウ 実際燃焼ガス量 有効桁数3桁(4桁目4捨5入)

$$Q' = Q_0 + (\lambda - 1)A_0 \quad [m^3N/kg-fuel]$$

ただし、λは過剰空気率および漏入空気率

エ 燃料使用料 $F=○○$ [kg/h]

ボイラー効率 $\eta^B=○○$ [%]

オ 排出ガス量

$$Q=Q' \times F \times \frac{273+15}{273} \times \frac{1}{3600} \text{ [m}^3/\text{s]}$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{ただし } Q' = \text{実際燃焼ガス量 [m}^3\text{N/kg-fuel]} \\ F = \text{燃焼使用量 [kg/h]} \end{array} \right]$$

カ 排出温度

$$T=○○+273 \text{ [}^\circ\text{K]}$$

キ 排出速度

$$V = \frac{\frac{T}{273} \times Q' \times F \times \frac{1}{3600}}{\text{煙突頂部断面積}} \text{ [m/s]}$$

(ただし T =排ガスの排出口における温度 [°K])

(2) 補正排出口高さの計算

$$He=Ho+0.65 \text{ [Hm+Ht]} \quad \text{有効桁数3桁(4桁目切捨)}$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{有効桁数} \\ \text{3桁(4桁} \\ \text{目切捨)} \end{array} \right. \left\{ \begin{array}{l} Hm = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}} \\ Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot (2.301 \log J + \frac{1}{J} - 1) \\ J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T-288}) + 1 \end{array} \right.$$

ここに

$$\left[\begin{array}{l} Ho = \text{排出口の実高さ [m]} \\ Q = 15^\circ\text{Cにおける排出ガス量 [m}^3/\text{s]} \\ V = \text{排出速度 [m/s]} \\ T = \text{排出温度 [}^\circ\text{K]} \end{array} \right.$$

(3) 硫黄酸化物許容排出量の計算

$$q=K \times 10^{-3} He^2 \text{ [m}^3\text{N/h]} \quad \text{有効桁数3桁(4桁目切捨)}$$

ここに

$$\left[\begin{array}{l} q = \text{硫黄酸化物許容排出量 [m}^3\text{N/h]} \\ K = \text{法第3条第2項第1号の政令で定める地域ごとに別表第1の下欄に掲げる値} \\ He = \text{補正排出口高さ [m]} \end{array} \right.$$

(4) 硫黄酸化物排出量の計算

$$q' = 0.7 \times \frac{S}{100} \times F \text{ [m}^3\text{N/h]} \quad \text{有効桁数3桁(4桁目切上げ)}$$

ここに

$$\left[\begin{array}{l} q' = \text{硫黄酸化物の排出量 [m}^3\text{N/h]} \\ S = \text{燃料の硫黄含有率 [%]} \end{array} \right.$$

〔 F=燃料使用量

第○号ボイラーには脱硫効率 $\eta_s = \text{〇〇}\%$ の脱硫装置を設置するので実際の排出量は次のとおり

$$q'' = q' \times \frac{(100 - \eta_d)}{100} \quad [\text{m}^3\text{N/h}]$$

また、排出口における硫黄酸化物濃度は

$$\frac{0.7 \times \frac{S}{100}}{Q'} \times 10^6 \quad [\text{Wet ppm}]$$

(5) 排出口ばいじん濃度の計算

$$d = \frac{D}{Q'} \quad [\text{g/m}^3\text{N}] \quad \text{有効桁数2桁(3桁目4捨5入)}$$

ここに

d = ばいじん濃度 $[\text{g/m}^3\text{N}]$
 D = 燃料1kg当りの灰分 $[\text{g}]$
 Q' = 燃料1kg当り実際燃焼ガス量 $[\text{m}^3\text{N/kg-fuel}]$
ただし、石炭燃焼ボイラー(微粉炭・ストーカー)の場合にはボトム等で回収される残さい分を実績の比率により D よりあらかじめ差し引くものとする。
第○号ボイラーには集じん効率 $\eta_d = \text{〇〇}\%$ の集じん装置を設置しますので、排出口におけるばいじん濃度は次のとおり

$$d' = d \times \frac{(100 - \eta_d)}{100} \quad [\text{g/m}^3\text{N}]$$

※排出口窒素酸化物についても同様に計算し、 O_2 換算する。

(6) 〔参考〕 地上最大濃度およびその地点の計算

$$C_{\text{max}} = 1.72 \times \frac{q'}{\text{He}^2} \quad [\text{ppm}]$$

$$X_{\text{max}} = 20.8 \times \text{He}^{1.143} \quad [\text{m}]$$

ここに

C_{max} = 地上最大濃度 $[\text{ppm}]$
 X_{max} = 同上出現地点 $[\text{m}]$
 q' = 硫黄酸化物の排出量 $[\text{m}^3\text{N/h}]$
 He = 補正排出口高さ $[\text{m}]$

八 大気汚染の防止対策について

- (1) 設置の場所の自然条件及び社会環境について
(大気汚染に関係あるものに限る。)
- (2) 周辺地域の大气汚染状況
- (3) 大気汚染防止の具体策
(使用燃料、排煙対策、ばい煙処理方法等)
- (4) ばい煙の拡散

- (理論計算、風洞実験の結果等)
- (5) ばい煙量等の測定及び監視の方法
 - (6) 緊急時の措置
 - (7) ばい煙量の削減計画
(当該地域の公害防止計画の概要についても記載する。)
 - (8) 総量規制基準遵守のための方法
(発電所全体での燃料の使用計画等)
 - (9) その他(ばい煙処理に伴う副産品、廃水の処理方法等)

九 添付資料

- (1) 設備の各負荷(1/4～4/4及び最大連続時)における有効高さと許容排出量グラフ
- (2) 風向主軸上地上濃度グラフ(最大連続時)
- (3) 発電所の風速、風配図
- (4) 排出ガスの最大地上濃度地点を示す地形図
- (5) ばい煙量等の測定箇所を示す図面
- (6) その他(公害防止協定の写し等)

(2)-2 騒音に関する説明書

表紙は(7)-1を参考にして作成する。

一 設置(変更)しようとする発電設備(変電設備等)の概要																
事業者名	〇〇〇〇株式会社															
代表者の氏名 (代理人の職名及び氏名)	代表取締役 〇〇〇〇 (代理人 〇〇)															
住所	県 市 町 番地															
発電所(変電所等)の名称	〇〇発電所(変電所)〇〇号発変電設備															
発電所(変電所等)の所在地	県 市 町 番地															
従業員数	人															
発電設備(変電設備等)の概要	<table border="1"> <tr> <td>発電(変)電設備等の番号</td> <td rowspan="2">(発電所の場合に記入する。)</td> </tr> <tr> <td>発電(変)電設備等の出力(容量)</td> </tr> <tr> <td>通風機の種類</td> <td>押込ファン(FDF) , 誘引ファン(IDF)</td> </tr> <tr> <td>通風機の通風量及び出力</td> <td>〇〇m³/h , 〇〇kW</td> </tr> <tr> <td>通風機の個数</td> <td>〇台</td> </tr> <tr> <td>空気圧縮機の種類</td> <td>コンプレッサー</td> </tr> <tr> <td>空気圧縮機の容量及び出力</td> <td>〇〇m³/h , 〇〇kW</td> </tr> <tr> <td>空気圧縮機の個数</td> <td>〇台</td> </tr> </table>	発電(変)電設備等の番号	(発電所の場合に記入する。)	発電(変)電設備等の出力(容量)	通風機の種類	押込ファン(FDF) , 誘引ファン(IDF)	通風機の通風量及び出力	〇〇m ³ /h , 〇〇kW	通風機の個数	〇台	空気圧縮機の種類	コンプレッサー	空気圧縮機の容量及び出力	〇〇m ³ /h , 〇〇kW	空気圧縮機の個数	〇台
発電(変)電設備等の番号	(発電所の場合に記入する。)															
発電(変)電設備等の出力(容量)																
通風機の種類	押込ファン(FDF) , 誘引ファン(IDF)															
通風機の通風量及び出力	〇〇m ³ /h , 〇〇kW															
通風機の個数	〇台															
空気圧縮機の種類	コンプレッサー															
空気圧縮機の容量及び出力	〇〇m ³ /h , 〇〇kW															
空気圧縮機の個数	〇台															

二 騒音防止の方法	
指定地域の区分	第 種
規制基準	朝夕、昼、夜間 デシベル
騒音の大きさ	
イ 特定施設等の騒音の大きさ	
ウ 発電(変)電所等の境界線上の騒音の大きさの推定値	
騒音防止方法の概要(図面添付)	

添付図面

発電所等の平面図及び周辺図にイ及びロに掲げる事項を図示し、ハに掲げる事項を付記する。

イ 発電所等の騒音に関する設備(特定施設等の騒音源及び騒音防止に関する設備)の配置図

ロ 発電所等の境界周辺の状況

海、河川、道路、農地等の状況及び住居、病院等の建造物の状況

なお、発電所等が属する指定地域の区分と周辺の指定地域の区分が異なるときは、その状況

ハ 境界線上の騒音の大きさを図示した図面(原則として次の箇所数を等間隔に選定する。)

境界周辺長さ	箇所数
300m未満	12
300m以上500m未満	16
500m以上1,000m未満	20
1,000m以上2,000m未満	24
2,000m以上3,000m未満	32
3,000m以上	40

(注)変更しようとする場合には、変更事項について変更前及び変更後の内容を併記する。

(参考)騒音の測定方法

騒音の大きさの測定方法は、昭和43年11月27日付け四省共同告示第1号「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」備考3及び4によるほか、(社)日本電気協会電気技術基準調査委員会の電気技術指針「発電所等における騒音防止対策指針」の「発変電所の騒音測定法」(JEAG5001-1971)による。

- (注) 1 本説明書のうち一～二について、写しを1部提出する。
2 本説明書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。

(2)-3 振動に関する説明書

表紙は(7)-1を参考にして作成する。

一 設置(変更)しようとする発電設備(変電設備等)の概要		
事業者名 代表者の氏名 (代理人の職名及び氏名) 住所		
発電所(変電所等)の名称 発電所(変電所等)の所在地 常時使用する従業員数		
発電設備(変電設備等)の概要	発電設備等の設備番号	
	発電設備等の出力	
	種類	
	圧縮機	容量及び原動機の出力 個数 使用開始時刻 使用終了時刻
	破碎機	種類 容量及び原動機の出力 個数 使用開始時刻 使用終了時刻
	摩砕機	種類 容量及び原動機の出力 個数 使用開始時刻 使用終了時刻
備考 1. 特定施設の種類に応じ様式に準じて記載する。		

二 振動防止の方法	
指定地域の区分 規制基準 振動の大きさ イ 発電設備(変電設備等)の振動の大きさ ロ 発電所(変電所等)の境界線上の振動の大きさの推定値 振動防止方法の概要	第 種 昼間 デシベル 夜間 デシベル

添付図面

- イ. 発電所(変電所等)の振動に関する設備の配置図
- ロ. 発電所(変電所等)の境界周辺の状況を明示した図面
- ハ. 境界線上の振動の大きさを記入した図面

- (注)
- 1 本説明書のうち一～二について、写しを1部提出する。
 - 2 本説明書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。
 - 3 振動防止方法の概要の欄には吊基礎、直接支持基礎(板ばね、コイルばね等を使用するもの)、空気ばねの設置等振動防止に関して講じようとする措置の概要を記載するとともに、できる限り図面、表等を利用する。
 - 4 変更しようとする場合は、変更事項について変更前及び変更後の内容を併記する。